

野田市心身障がい者福祉作業所指定管理者候補者
選定委員会（フォローアップ）会議録概要

開催日時 令和5年2月17日（金）午前9時から午前9時45分まで
開催場所 野田市役所4階 職員控室
出席委員 総務部長（副委員長）、福祉部長、行政管理課長、管財課長
欠席委員 副市長（委員長）、企画財政部長
事務局 障がい者支援課、行政管理課

1 開会

<副委員長から開会の言葉>

2 議事

(1) 令和4年度野田市心身障がい者福祉作業所（4月～12月）業務報告書及び令和5年度野田市心身障がい者福祉作業所業務計画書の審査について

<事務局から令和4年度野田市心身障がい者福祉作業所（4月～12月）業務報告書及び令和5年度野田市心身障がい者福祉作業所業務計画書について一括して説明>

<審議の概要>

○ 販売会の再開について、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮して実施すると事務局から説明があったが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類へ変わっても、状況を考慮して販売会を再開する方針は変わらないか。

→ 障害福祉サービス事業所であるという施設の性質や利用者の特性上、位置付けが変わることによりすぐに販売会を再開できるというわけではない。利用者及び支援の状況等を踏まえながら検討することとなる。検討した上で、やはり販売会が再開できないという状況であれば、代替の方策を検討したい。

○ 研修報告について、「研修の名称及び内容」の欄に研修内容の記載がない。内部研修について内容を教えてほしい。

→ 一つ目の新人3か月研修について、法人内の各施設へ配属後の業務課題を整理し、グループワークを行った。

二つ目のノーリフティングケア研修について、ノーリフティングケアとは、人力による抱え上げや移乗等をやめ、福祉用具を使用して介助することで、支援員の腰痛など身体的負担を軽減させることや、利用者の身体的緊張を起ささないことを目的とした支援方法を指す。外部企業から講師を呼び、前述の支援方法を学習した。

- 収支状況報告について、利用者作業収入が予算比増額見込みとなっているが、作業内容別の収入額はいくらか教えてほしい。
- 本施設における利用者作業収入は、下請作業収入と、自主生産品販売収入に分けられる。主な下請作業は製品の袋詰めや組立作業であり、主な自主生産品は、廃油で製造するみかん石けん、アクリル繊維で製造するたわしである。
本年度は、下請作業収入を905,030円、自主生産品販売収入を560,785円と見込んでいる。下請業務受注増加が、利用者作業収入の増加へつながっている。

- 収支状況報告について、利用者作業収入が増えている一方で作業関連支出が減っている理由を教えてほしい。
- 作業関連支出について、大きく分けて利用者工賃に係る費用と生産活動に要する資材購入や原価費用の2点で構成される。
生産活動に必要な資材の購入は、当年度終了時に有り高が決まり、それに伴って支出費用が決まるため、現時点で支出見込額に計上されていない。
そのため作業関連支出は、予算に対して減少する見込みとなっている。
- 年度末の収支報告では収支がほぼ等しくなると考えてよいか。
- そのとおりである。

- 収支状況報告について、人員欠如もあるがコロナ禍の影響のためか支出が全般的に減少している。これまで行われていた事業等が行われなくなったためと思われるが、利用者の体調面又は心理面にどのような影響を与えているか。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、まとまった人数で参加、開催する行事は中止となっている。中止が相次いだ当初は、新型コロナウイルス感染症対策として施設内の過ごし方等も変化した時期と重なっている。その時期は、作業内容の変更や作業室内のレイアウト変更等により生活環境の変化があったため、通所を控える利用者がみられるなど、ストレスが増加していると思われる利用者もいた。
現在は、利用者が生活環境に慣れたこと及び中止となった行事の代わりに班単位の小規模活動で楽しめる行事を行うことにより、利用者が楽しんで登所する様子も見られ、ストレスが緩和されていると感じられる。

- 要望及び苦情への対応について、法人の苦情解決体制の整備とあるが、受付者や解決者などを誰が担うのか、解決までの流れ等の詳細について教えてほしい。
- 社会福祉法等の規程に沿って、法人本部で体制を定めている。
当施設では、苦情受付担当者はサービス管理責任者が、苦情解決責任者は管理者が務めている。また、法人外部に第三者委員を置いている。

利用者等から苦情があった場合の対応方法について、まず苦情受付担当者が面接、電話、書面等により受付を行う。次に、苦情の内容、申出人の希望等を記した苦情受付書を作成する。苦情受付担当者が、苦情解決責任者及び必要に応じて第三者委員へ報告した後、苦情解決責任者が、申出人と話し合うことにより解決を図る。

以上の過程により解決できない苦情は、申出人が運営適正化委員会へ申し立てることができる。

匿名による投書等により苦情が寄せられた場合も、同様に対応する。また、第三者委員が直接苦情を受け付けることも可能である。

- 就労支援のための方策について、利用者の中で就労を希望する人はいるか。また、これまで民間企業の就労へ結び付いた人はいるか。
- 平成28年度以降、職場実習を希望する等の本格的な就労を希望する利用者はいない。また、民間企業の就労へ結び付いた利用者実績はない。

<審議の結果>

令和4年度野田市心身障がい者福祉作業所（4月～12月）業務報告書及び令和5年度野田市心身障がい者福祉作業所業務計画書について承認

- (2) 令和4年度野田市関宿心身障がい者福祉作業所（4月～12月）業務報告書及び令和5年度野田市関宿心身障がい者福祉作業所業務計画書の審査について
- <事務局から令和4年度野田市関宿心身障がい者福祉作業所（4月～12月）業務報告書及び令和5年度野田市関宿心身障がい者福祉作業所業務計画書について一括して説明>

<審議の概要>

- 研修報告について、毎月実施している法人内ウェブ勉強会の内容を教えてほしい。
- 合同会社ABC研究所の作成した研修動画を職員が各自で視聴し、勉強している。動画は月ごとに学習テーマが設定され、応用行動分析やTEACHプログラムに基づいた支援方法が学べる内容になっている。

- 人員配置計画について、就労継続支援B型の生活支援員一人が退職予定で、1月から募集していると思うが、採用見込みを教えてほしい。
- 令和5年2月14日時点で応募者の面接を終えており、令和5年4月から支援員一人の採用が決定している。

- ふれあい喫茶つくしんぼいちい店に配置する生活支援員は、利用者に対してど

のような支援を行っているか。

→ 利用者は、看板やテーブルの準備、食器洗い、掃除等の開店準備や片付け、来客時の案内、水やカトラリーの準備、注文の聞き取り及び配膳といった接客業務を行っている。支援員は、利用者が就労を開始した際は、必要な作業が視覚的に分かりやすいように工夫されたマニュアルを使いながら一緒に作業を行い、利用者が作業に慣れてきたら細かい部分の見落としがないかを確認している。また、接客業務では臨機応変な対応が求められることも多いため、支援員が常に利用者を見守りながら、必要に応じて支援をしている。

○ ふれあい喫茶つくしんぼの業務は法外支援か。

→ そのとおりである。

<審議の結果>

令和4年度野田市関宿心身障がい者福祉作業所（4月～12月）業務報告書及び令和5年度野田市関宿心身障がい者福祉作業所業務計画書について承認

3 閉会